

第 3 章

高圧ガス消費の留意事項

第3章 高圧ガス消費の留意事項

1. 特定高圧ガスの消費

(1) 消費の届出（法第24条の2第1項）

次の数量以上の「特定高圧ガス」を貯蔵し、消費しようとする者及び当該事業所以外の事業所から導管により「特定高圧ガス」の供給を受ける者は、事業所ごとに使用開始の20日前までに知事に届け出なければならない。

表3-1. 特定高圧ガスの種類と数量（政令第7条）

高圧ガスの種類	数 量
特殊高圧ガス（圧縮及び液化ガス） （モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン）	貯蔵量に関係なく
圧縮水素、圧縮天然ガス	容 積 300 m ³
液化酸素、液化アンモニア	質 量 3,000 kg
液化石油ガス	質 量 3,000 kg
ホテル等液化石油ガス法の対象施設	質 量 10,000 kg
液化塩素	質 量 1,000 kg

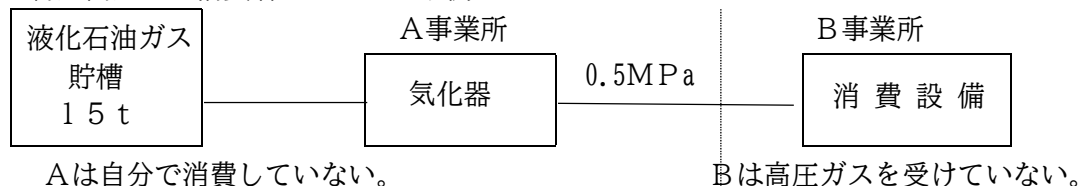
留意事項

① 高圧ガスの消費

高圧ガスを燃焼、反応等廃棄以外の一定の目的のために減圧設備のみにより、瞬時に高圧ガスでない状態に移行させること及びこれに引き続き使用することをいう。

従って、上記数量以上の特定高圧ガスを貯蔵・管理する者と消費（高圧ガスを除く。）する者が異なる場合は、いずれも「特定高圧ガス消費者」とはならない。

例) いずれも特定高圧ガス消費者とならない事例



② 届出対象の範囲

第一種及び第二種製造者、第一種及び第二種貯蔵所設置者についても届出が必要である。また、貯蔵設備から末端の消費設備まで及びこれに付属する設備（消費施設）が届出対象の範囲である。

③ 貯蔵能力

配管により接続された特定高圧ガスの貯蔵数量をいい、配管に接続されていない予備のものは含まない。

④ 特殊高圧ガスは、濃度に関係なく適用される。

(2) 変更の工事の届出（法第 24 条の 4 第 1 項）

特定高圧ガス消費者は、消費施設の位置、構造、設備の変更の工事をし、又は特定高圧ガスの種類、消費の方法を変更しようとするときはあらかじめ知事に届け出なければならない。

ただし、軽微な変更工事を除く。

留意事項

- ① 特定高圧ガス消費者が**新たな特定高圧ガス**を消費する場合は「消費をする特定高圧ガスの種類」の変更となり**変更届出**に該当する。

独立した特定高圧ガスの消費設備の撤去の工事は、軽微な変更工事に該当するが、それにより**その種類の消費がなくなる場合**、「消費をする特定高圧ガスの種類」の**変更届出**に該当する。

- ② 変更届の一括申請について（平成 10・03・26 立局第 9 号）

製造施設等の変更許可申請等は、従来、法第 14 条、第 19 条及び第 24 条の 4 の規定に基づき変更の都度行われていたが、手続きの簡素化を図るため、将来の変更内容が明確であり、かつ、変更工事が計画的に進められるものについては、将来の変更分も併せて変更許可申請等を一括して行うことができる。

〈事例1〉生産量の増加が見込まれること等により、貯蔵施設の数次にわたる増設が予定されている場合

〈事例2〉生産を中断することなく貯蔵設備を取り替えるため、取り替えの間一時的に使用する貯蔵設備を設置し、これを使用しながら製造設備の取り替えを行う場合。

イ. 一括申請は、将来の変更内容が明確であり、かつ、変更工事が計画的に進められるものに限る。

ロ. 申請の際に変更工事工程表等の各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付する。

(3) 軽微な変更工事（法第 24 条の 4）届出不要

- ① 軽微な変更工事（一般則第 57 条、液石則第 55 条）

第 1 号 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替え（大臣認定品等への取替）工事で貯蔵能力に変更がないもの

第 2 号 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工事

第 3 号 消費設備以外の消費施設の変更の工事

第 4 号 消費施設の機能に影響のない消費設備の撤去工事

- ② (20180323 保局 13 号 改正令和 5.12.21、20231212 保局 1 号)

8 現場溶接が伴う高圧ガス設備の取替えは、認定試験者が施工したもの

9 配管及びそれに付属するバルブのルート変更工事

10 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替え。

11 高圧ガス貯槽の開放検査の期間中のフランジ接合によるタンクローリー等の仮設工事及び検査終了後の撤去の工事

				変更の工事		注1:大臣認定試験者が製造したの又は保安上特段の支障がないとして認められたもの等への取替えに限る。	
				取替えの工事	撤去の工事		
消費施設	消費設備	貯蔵設備等	貯槽	届出が必要な変更工事	第1号 (注1, 2)	第4号 (注3)	注2:貯蔵能力が変更しないものに限る。
			第2号	注3:消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものに限る。			
			第3号				

図3-1. 軽微な変更の工事となる範囲の概要（一般則第57条、液石則第55条関係）

2. 特定高圧ガス消費に係る保安

2-1. 保安教育（法第27条）

第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定め、忠実に実行しなければならない。
（届出不要）

第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

2-2. 特定高圧ガス取扱主任者選任届出（法第28条第2項）

特定高圧ガス消費者は、事業所ごとに資格者の中から特定高圧ガス取扱主任者を選任し、知事に届け出なければならない。

（資格者）（一般則第73条、液石則第71条）

- イ. 当該特定高圧ガスの製造又は消費（届出をした事業所における消費に限る。）に関する 1
年以上の経験者
- ロ. 理工系の大学、高校卒業者、又はKHKの講習終了者で当該特定高圧ガスの製造又は消費（届出をしていない事業所における消費でも可。）に関する6月以上の経験者
- ハ. 甲化、乙化、丙化、甲機、乙機責任者免状又は第一種販売主任者免状所有者
注) 第一種販売主任者免状所有者は液化石油ガスの消費を除く。

○提出書類

- イ. 特定高圧ガス取扱主任者選・解任届書（様式第36） ～2部
- ロ. 特定高圧ガス取扱主任者を選任した時は、資格要件に該当する旨を証する書面 ～2部

2-3. 定期自主検査（法第35条の2）

- ① 定期自主検査を行わなければならない者
第一種製造者、指定設備を使用する第二種製造者、第二種製造者（30Nm³/日以上）、特定高圧ガス消費者
- ② 1年に1回以上、耐圧試験を除く各々の技術上の基準の適合状況をチェックする。
- ③ 定期自主検査の監督 ～ 保安係員、取扱主任者

2-4. 日常点検（一般則第55条2項第3号、液石則第53条2項第2号）

第一種製造者、指定設備を使用する第二種製造者、第二種製造者（30Nm³/日以上）、特定高圧ガス消費者が行う必要がある。

特定高圧ガスの消費は、消費する特定高圧ガスの種類及び消費設備の態様に応じ、当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

使用開始時、使用終了時及び作動状況について、状態監視による確認をもって行うこと等を踏まえ、時点や回数及び方法を決定すること。（一般則：例示基準49、液石則：例示基準37.）

3. 特定高圧ガス消費に係る各種届出等

（1）代表者等変更届出（法の規定無し）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者、特定高圧ガス消費者等は、代表者、法人の名称又は所在地等を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

○提出書類

- | | |
|------------------|------|
| イ. 代表者等変更届（県様式2） | ～ 2部 |
| ロ. 法人の登記簿謄本 | ～ 1部 |

（2）承継届出（法第24条の2第2項）

特定高圧ガス消費者に**施設の全部譲渡**、合併、分割又は相続があつた場合は、譲り受けた者、相続人又は、合併後存続する法人等は、特定高圧ガス消費者の地位を承継する。

○提出書類

- | | |
|---------------------------|------|
| イ. 特定高圧ガス消費者承継届書（様式第29の2） | ～ 2部 |
| ロ. 全部譲渡、相続又は合併等を証明する書類 | ～ 2部 |
| ハ. 承継者に関する事項 | |
| ・ 法人の登記簿謄本（地位を承継した法人の場合） | |
| ・ 被相続人の戸籍謄本（個人の場合） | |
| ・ 承継人以外の相続権利者の同意書（個人の場合） | |

（3）特定高圧ガス消費廃止届出

特定高圧ガス消費（法第24条の4第2項）

特定高圧ガスの消費を廃止したとき

○提出書類

- | | |
|------------------------|------|
| イ. 特定高圧ガス消費廃止届書（様式第31） | ～ 2部 |
|------------------------|------|

(4) 事故届 (法第 63 条) 危険時の届出 (法第 36 条)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、危険な状態になったとき又は事故が発生したときは遅滞なくその旨を知事、又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**危険な状態**になったとき
- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**災害が発生**したとき
 - 災害の発生日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度 等
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は**容器を喪失し、又は盗難**にあったとき
 - 盗難の場合、まず警察に届出ること。その後、県へ届出ること

○提出書類

- | | | |
|-------------------|---|-----|
| (1) 事故届書 (様式第 58) | ~ | 2 部 |
| (2) 事故の内容を記した書類 | ~ | 2 部 |
| ① 災害発生日時、場所及び原因 | | |
| ② 高圧ガスの種類及び数量 | | |
| ③ 被害の程度 | | |
| ④ 新聞等に掲載された記事のコピー | | |
| (3) 今後の対策を記した書類 | ~ | 2 部 |

事故が起こった場合の急報について

事故を確認した場合はただちに長崎県消防保安室あて
下記連絡内容を電話・FAX等で至急連絡すること。

高圧ガス事故発生の緊急連絡

長崎県消防保安室 保安班 あて

1. 発生日時 年 月 日 午前・午後 時 分
2. 発生場所 住 所
 事業所名
3. 事故の概要
 - ・ 対象ガス
 - ・ 使用状況
 - ・ 事象（爆発・火災・漏洩等）
4. 被害者の状況（人数、状態・関係者、部外者）
5. 物的被害の状況（事業所内・事業所外）
6. 現況
7. 対策状況

8. 連絡担当者
 所属等
 電話番号
 FAX

4. 特定高圧ガス消費に係る届出要領

4-1. 届出書類

(1) 特定高圧ガス消費届出書類	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定高圧ガス消費届書（様式第29 ） ② 消費施設等明細書 ③ 添付図面等 ④ 特定高圧ガス取扱主任者選任届書（様式第36 ）
消費施設等明細書	<p>消費施設等明細書には次の項目を具体的かつ簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費する特定高圧ガスの種類 ② 消費の目的 ③ 消費の方法 ④ 貯蔵設備の貯蔵能力 ⑤ 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
添付図面	<p>添付図面等は、消費施設等明細書の内容を説明するもので、おおむね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面 ② 事業所全体平面図 ③ 消費施設の配置図 ④ 消費施設に係るフローシート又は配管図 ⑤ 機器等一覧表 ⑥ 消費設備等の構造図 ⑦ 貯蔵設備等の強度計算書 ⑧ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書の写し ⑨ 消費設備の基礎の構造を示した図面 ⑩ その他関係基準に適合することを説明する書面又は図面
提出要領	<ul style="list-style-type: none"> ① 届出書等は、2部（正・副）作成する。 ② 届出書等のサイズはA4とし、図面等もA4に折り込む。 ③ 届出書等の提出時期は、消費の20日前までに提出する。 ④ 届出書は、原則として申請者が持参し説明する。 ⑤ 製造及び貯蔵の許可（届出）と同時に提出する場合、重複する添付書類は省略できる。

(2) 特定高圧ガス消費施設等変更届出書類	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定高圧ガス消費施設等変更届書（様式第30） ② 消費施設等変更明細書 ③ 添付図面等
消費施設等明細書	<p>消費施設等変更明細書には、次の項目を具体的かつ簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費する高圧ガスの種類 ② 変更の理由 ③ 変更の内容 ④ 消費の方法 ⑤ 貯蔵設備の貯蔵能力 ⑥ 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
添付図面	<p>添付図面等は、消費施設等変更明細書の内容を説明するものでおむね次のとおりとする。変更がないものについて省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費施設の位置及び付近の状況を示す図面 ②事業所全体平面図 ③消費施設の配置図 ④消費施設に係るフローシート又は配管図 ⑤機器等一覧表 ⑥消費設備等の構造図 ⑦貯蔵設備等の強度計算書 ⑧貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書の写し ⑨消費設備の基礎の構造を示した図面 ⑩その他関係基準に適合することを説明する書面又は図面
提出要領	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書等は、2部（正・副）作成する。 ② 申請書等のサイズはA4とし、図面等もA4に折り込む。 ③ 申請書等は、工事着工前までに提出する。 ④ 申請書は、原則として申請者が持参し説明する。 ⑤ 製造及び貯蔵の許可(届出)と同時に提出する場合、重複する添付書類は省略できる。

4-2. 届出書類の作成要領

特定高圧ガスの消費届出を製造事業の許可申請又は届出と同時に行う場合は、製造計画書・添付図面等を消費と併せ作成することにより、「特定高圧ガス消費届書」「特定高圧ガス取扱主任者選任届書」以外は、省略することができる。貯蔵所についても同様とする。

(1) 特定高圧ガス消費届書の記載要領

①適用される規則の種別

一般則の適用を受ける設備は「一般」、液石則の適用を受ける設備は「液石」に○をする。

②消費する特定高圧ガスの種類

特定高圧ガスの種類を記載する。

③事業所の名称

消費設備が設置される工場等の名称を記載する。

④事務所所在地

イ. 法人の場合 ~ 法人登記簿に記載されている本社の所在地を記載する。

ロ. 個人の場合 ~ 住民票に記載されている住所を記載する。

⑤事業所所在地

消費設備が設置される工場等の所在地を記載する。

⑥変更の種類

「消費設備の増設」、「配管の変更」、「設備変更」等変更の概要を記載する。

⑦代表者

イ. 個人の場合は申請人、法人の場合は代表者の職・氏名を記載する。

支店長等委任を受けた者が申請する場合は、受任者の職・氏名を併記する。

ロ. 国、地方公共団体の場合は、当該事業所の管理責任者の職・氏名を記載する。

例. 委任を受けた代理者の申請（届出）の場合（最初原本の確認、委任状の写しを添付）

申請者	申請者住所（法人住所）
	申請者名称（法人名称）
	申請者代表者名（代表取締役 ○○○○）
申請代理者	代理者住所（現場事務所住所）
	代理者名称役職等（○○現場事務所所長）
	代理者名 ○○○○

(2) 消費施設等明細書の作成要領

①消費する特定高圧ガスの種類

特定高圧ガスの種類を記載する。

(記載例) 液化石油ガス、酸素、モノシラン (H₂ベース1%) 等

②消費の目的

製造の目的を具体的に記入する。

(記載例) 陶磁器の焼成用として液化石油ガス(ブタン)を消費する。

③変更の理由

変更の理由を具体的・簡潔に記載する。既設の消費設備の変更の場合は、届出の状況を含め記載する。

(記載例)

令和〇年〇月〇日付第**号をもって消費届出をしていたが、工場の増設に対応するため消費設備を増設する。

④変更の内容

イ. 変更しようとする施設、設備の内容を具体的に記載する。

ロ. 変更項目が2以上ある場合は、箇条書きに記載する。

(記載例)

- a. 既設液化酸素製造設備で製造しているガスを増加するため、蒸発器(処理能力 100N m³/hr 1基)を処理能力 200N m³/hr 1基に取替える。
- b. 既設液化石油ガス製造設備の他に次の液化酸素製造設備を増設する。
 - ・貯槽(CE) 常用圧力 0.9MPa、内容積 5,000ℓ 1基
 - ・蒸発器(空温式) 常用圧力 0.9MPa、処理能力 100N m³/hr 1基
 - ・上記に接続する付属配管一式

⑤消費の方法

イ. 消費の方法を具体的(ガス名、主要設備、圧力等)に記入する。

ロ. 変更がない場合は、「変更なし」と記載する。

(記載例)

- a. 移動式製造設備で輸送されてきた液化石油ガスを事業所に設置した貯槽に移充填し、常用圧力 1.7MPa 以下で貯蔵する。
- b. 貯蔵した液化石油ガスを配管で連結してある消費型蒸発器で気化させ 0.03~0.08MPa に減圧し、工場内消費配管を通じて焼成窯で消費する。

⑥貯蔵設備の貯蔵能力

イ. 配管によって接続された貯蔵設備の貯蔵能力を記載する。

ロ. 貯蔵能力は、第2章高圧ガス貯蔵所の留意事項の4「貯蔵能力の計算方法」に基づいて算出し、計算根拠も記載する。

- ハ. 変更前及び変更後の最大貯蔵能力を併記する。
- ニ. 変更しない場合は、「変更なし」と記入する。

⑦法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項の技術上の基準に関する事項

- イ. 一般則第 55 条、液石則第 53 条の技術上の基準に関する事項を条文に沿って記載する。
- ロ. 申請書等は、計画内容を具体的に記載し、各条に適合することが分かるようにする。
- ハ. 図面等を添付している場合は、図面等に番号を付し各条の該当部分にその旨を明記する。
- ニ. 変更がない項目については「変更なし」と、又、該当しない項目については「該当なし」と記載する。

(3)一括申請の方法等（平成 10・03・26 立局第 9 号）

将来の変更内容が明確であり、かつ、変更工事が計画的に進められるものについては、変更分も併せて変更届を行うことができる。

①変更届

変更届の「変更の種類」の欄に「一括申請」である旨を記載する。

②添付書類

通常添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付する。

③変更届の内容の変更

一括して行った変更届の内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた部分について新たに変更届を行う。